

(参考)

【新免許状】「有効期間の満了の日」の記載がある免許状

高等学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府
氏名 昭和
年月 日生

記
地理歴史

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭一種免許状を授与する。

平成二十二年三月三十一日
平二一高一第 号
大阪府教育委員会

根拠規定 免許法別表第一
基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等 大学 卒業
十一単元以上修得の分科名
卒業又は修了の年月日 平成二十二年三月三十一日

修得単位 * 平成二十二年三月三十一日
教科に修得する科目
教科又は教職に修得する科目
教育職員免許法施行規則第六十六條の六に定める科目
二〇単元以上
二三単元以上
一六単元以上
八単元以上

資格認定試験
証書番号 *
試験実施機関 *

有効期間の満了の日 平成二十二年三月三十一日

備考 印字または捺印

「有効期間の満了の日」が記載されている。

【旧免許状】「有効期間の満了の日」の記載のない免許状

小学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府
氏名 昭和
年月 日生

右の者に教育職員免許法第六条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。

昭和六十三年四月九日
昭六三小一普第 号
大阪府教育委員会

根拠規定 免許法別表第三備考第六号
昭和六十二年改正法附則第二項

基礎資格 *

教育機関名等 *
十一単元以上修得の分科名
卒業又は修了の年月日

修得単位 *
資格認定試験
証書番号 *
試験実施機関 *

備考

旧免許状所持者の免許状には「有効期間の満了の日」の記載がない。

(例：一番はじめに授与された免許状の授与日が平成 21. 3. 31 以前であれば、平成 21. 4. 1 以降に新たに別の教員免許状が授与された場合にも、その免許状には「有効期間の満了の日」の記載はありません。)

最初の修了確認期限は「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」表 1、表 2 のとおり設定されています。